

鳥取県公益認定等審議会運営規程

平成 20 年 8 月 7 日
鳥取県公益認定等審議会決定第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鳥取県公益認定等審議会条例（平成 20 年鳥取県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、鳥取県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、会長は、その結果について次の会議に報告しなければならない。

(会議の公開)

第 3 条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会の決定により、会議を公開しないことができる。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 51 条において準用する同法第 43 条第 1 項及び第 3 項に掲げる事項に関する審議を行う場合
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 条）第 138 条第 2 項において準用する同法第 133 条第 2 項、第 3 項（第 3 号を除く。）及び第 4 項に掲げる事項に関する審議を行う場合
- (3) 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 38 条において準用する同法第 34 条第 1 項及び第 3 項に掲げる事項に関する審議を行う場合
- (4) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(資料提出その他の協力)

第 4 条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問、答申及び勧告)

第 5 条 審議会に対する諮問は、知事が文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会が知事に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

(会議録等)

第6条 審議会は、会議を開催したときは、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事要旨
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 会議録は、会長の記名押印により確定する。

3 会議録は、第3条で会議を公開としたときには公開とし、会議を非公開としたときには非公開とする。ただし、会議を非公開としたときであっても、審議会が特に必要と認めるときは、会議録の全部又は一部を公開することができる。

4 前項の規定は、審議資料等に準用する。

(審議の公正)

第7条 委員は、審議会の権限に属する事項に関し、判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、会長に申告し、審議会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。

2 前項の規定により審議及び議決を回避した場合は、審議会の承認を得て回避した旨を会議録に記録することとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(鳥取県公益認定等審議会運営規程の一部改正)

鳥取県公益認定等審議会運営規程（平成20年8月7日）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議の公開)</p> <p>第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会の決定により、会議を公開しないことができる。</p> <p>(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第51条において準用する同法第43条第1項及び第3項に掲げる事項に関する審議を行う場合</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50条）第138条第2項において準用する同法第133条第2項、第3項（第3号を除く。）及び第4項に掲げる事項に関する審議を行う場合</p> <p>(3) <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第38条において準用する同法第34条第1項及び第3項に掲げる事項に関する審議を行う場合</u></p> <p><u>(4)</u> 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会の決定により、会議を公開しないことができる。</p> <p>(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第51条において準用する同法第43条第1項及び第3項に掲げる事項に関する審議を行う場合</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50条）第138条第2項において準用する同法第133条第2項、第3項（第3号を除く。）及び第4項に掲げる事項に関する審議を行う場合</p> <p><u>(3)</u> 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。